

指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホームふじの花荘運営規程

社会福祉法人 ふじの里

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームふじの花荘運営規程

第1章 基本方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ふじの里（以下「事業者」という。）が開設する指定介護老人福祉施設特別養護老人ホームふじの花荘（以下「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者等（以下「従業者」という。）が要介護状態にある入所者（以下「入所者」という。）に対し、意志及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、要介護者等の心身の特性を踏まえた施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスの提供に努めるものとする。

- 2 施設は、入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った施設サービスを提供できるように努めるものとする。
- 3 施設は明るく家庭的な雰囲気で、地域や家庭との結び付きを大切にした運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。
- 4 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。
- 5 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称)

第3条 施設サービスを行う老人福祉施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム ふじの花荘
- (2) 所在地 山形県鶴岡市藤の花一丁目18番地1

(入所定員)

第4条 施設の入所定員は、100名とする。

- 2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させないものとする。

第2章 人員に関する基準

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 老人福祉施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、利用者の処遇上必要と認める時は、職員の定数を上回る職員を置き、または一部職種については兼任または兼務とすることができます。

- (1) 管理者（施設長） 1名

管理者は施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。施設長に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた従業者が施設長の職務を代行する。

- (2) 医師 1名（非常勤嘱託医師）

定期的に入所者の健康状態の把握、健康保持及び療養指導の為の適切な措置を行なう。

- (3) 生活相談員 1名以上（常勤専従1含む）

入退所における面接手続き事務等と入所者の処遇に関する事、苦情や相談等に関する事、地域住民・関係機関との連絡調整・相談業務

- (4) 介護及び看護職員

利用者の数が3又はその単数を増すごとに1名以上配置

介護員 30名以上（常勤・非常勤含む）

入居者の生活における介護業務

看護職員 5名以上（常勤）

入居者の生活における健康管理・医師の指示のもとの看護業務

- (5) 管理栄養士 1名（常勤）

栄養ケアマネジメントの作成、入所者の栄養状態の把握

- (6) 管理栄養士 1名（常勤）または栄養士 1名（常勤）

献立作成・栄養計算等を行い、適切な給食業務を行う

- (7) 機能訓練指導員 1名以上（常勤）

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止する為の訓練を行う。

- (8) 介護支援専門員 1名以上

入所者の要介護申請や調査に関する業務、サービス計画の作成等入所者やその家族の苦情や相談に関すること、医療機関等他機関との調整に関すること

- (9) 事務職員 2名以上（常勤）
事務職員は必要な事務を行う。

- (10) 業務員 1名以上
車輌の運転・整備点検・建物内外の清掃と塵埃処理

(勤務体制の確保等)

第6条 施設は、入所者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。

- 2 入所者に対するサービスの提供は、施設の従業者によって行います。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。その際、施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備します。
採用時研修を採用後12か月以内に実施します。
- 4 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

第3章 運営に関する基準

(施設の内容及び手続きの説明と同意)

第7条 施設は、施設サービス提供開始に際しては、予め入所申込み者又はその家族に対し、契約事項の説明、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入所申込み者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得た上で契約を締結する。

(受給資格の確認)

第8条 施設は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び認定有効期間を確認する。

第9条 施設は前条の被保険者証に介護保険法（以下「法」という。）第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されている時は、審査会意見に配慮してサービスを提供する。

（要介護認定に係る援助）

第10条 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

（サービス提供困難時の対応）

第11条 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

（入退所）

第12条 施設は、身体上または精神上著しい障害がある為に、常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受ける事が困難なものに対し、サービスを提供する。

2 施設は、入所者が入院治療を必要とする場合、その他利用者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所、介護老人保健施設等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

3 施設は、入所に際してはその者の心身の状況・病歴等の把握に努める。

4 施設は入所申込み者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうか検討しなければならない。

5 前項の検討に当たっては「特別養護老人ホームふじの花荘入所要綱」に基く入居判定委員会で協議するものとする。

6 施設は、その心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後におかれる事となる環境等を勘案し、その者の退所のために必要な援助を行わなければならない。

7 施設は、入所者の退所に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない。

(利用に当たっての留意事項)

第13条 喫煙は、施設内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙にご協力頂くように働きかける。

- 2 飲酒は、施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力頂くように働きかける。
- 3 入所者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に頂くように働きかける。
- 4 入所者は、施設で次の行為を禁止する。
 - ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ② けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
 - ③ 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - ④ 指定した場所以外で火気を用いること。
 - ⑤ 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(サービスの提供の記録)

- 第14条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとします。
- 2 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するものとします。

(施設サービスの内容)

第15条 施設で行う指定介護福祉施設サービスの内容は次の通りとします。

- (1) 施設サービス計画の作成
- (2) 介護
- (3) 食事
- (4) 相談及び援助
- (5) 社会生活上の便宜の提供等
- (6) 機能訓練
- (7) 栄養管理
- (8) 口腔衛生の管理

(9) 健康管理

(利用料等)

第16条 指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて、同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。

(1) 居住費

個室（室料及び光熱水費相当）1日あたり 1,231円

多床室（室料及び光熱水費相当）1日あたり 915円

(2) 食費（食材料費及び調理にかかる費用）1日あたり 1,500円

(3) 入所者が選定する特殊な食事の提供の費用

(4) 理美容代 1回 2,200円

(5) 持ち込み家電使用料 1台につき 1日 30円

(6) 事務管理料（電子請求書・領収書発行希望者以外）1月あたり 300円

(7) 日常生活で通常必要となる費用で、入所者負担が適正と認められる費用

- 4 前項一及び二については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者に当たっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収します
- 5 前項の費用の支払を受ける場合には、あらかじめ入所者又はその家族に対し当該サービスの内容及び必要について説明を行い、入所者の同意を得なければならない。なお、利用料及びその他の費用の額の詳細については、重要事項説明書に記載するものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第17条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した当該指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付するものとする。

(協力医療機関等)

第18条 施設は、入所者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定め、次の各号に掲げる体制を令和9年3月31日までに構築する。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- (4) 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長）に届け出る。
- (5) 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努める。
- (6) 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとします。
- (7) 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び速やかに入所させることができるように努める。
- (8) 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておく。

(業務継続計画の策定等)

第19条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。

- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

(衛生管理等)

- 第20条 施設は入所者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じる。
- (1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(非常災害対策)

- 第21条 施設は、非常その他緊急の事態に備え、取るべき措置について予め対策を立てておく。施設の点検整備と共に、職員及び入所者に周知徹底を図るため、年間2回以上の避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、避難、救出等訓練では、地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携を図る。

(掲示)

- 第22条 施設は、施設内の見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示する。
- 2 施設は、原則として、重要な事項をウェブサイトに掲載する。

(秘密保持)

- 第23条 施設は、入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
- 2 施設が得た入所者又は家族の個人情報については、施設での指定介護福祉施設

サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得る。

- 3 従業者は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 施設は従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

- 第24条 施設は、その提供したサービスに関する入所者又は家族等からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情受付の窓口を設置する等、必要な措置を講じる。
- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとし、市町村施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
 - 3 施設は、提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 4 施設は、市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
 - 5 施設は、提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 6 施設は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(地域との連携)

- 第25条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。
- 2 施設はその運営に当たっては提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して市町村等が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第26条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を

講じる。

- 2 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- 3 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- 4 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- 5 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 6 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 7 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 8 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止に向けた体制等）

- 第27条 施設は、虐待防止に向け、以下に定める事項を実施する。管理者はこれらの措置を適切に実施するものとする。また、管理者はこれらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。
- 2 施設では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
 - 3 虐待防止委員会は、職員への研修の内容・虐待防止の為の指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
 - 4 職員は、年2回以上、虐待の発生防止に向けた研修を受講する。
 - 5 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

（身体的拘束等の適正化）

- 第28条 施設は、サービスの提供にあたっては、当該入所者又は入所者の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行なってはならない。

- 2 やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その対応及び時間、その際の入所者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。
- 3 施設は、「身体拘束等の適正化のための指針」を定め、施設内に身体的拘束等適正化検討委員会を設け、3か月に1回以上委員会を開催しなければならない。なお、会議はテレビ電話等を活用して行うことが出来る。
- 4 施設は、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等適正化のための研修を1年に2回以上実施する。

(緊急時等の対応)

第29条 施設は、現に施設サービスの提供を行っている時に、入所者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

- 2 施設は、前項に定めた事項において、事前に医師または施設が定めた協力医療機関と協議し、連携方法やその他の緊急時等における対応方法について定めるものとする。

(記録の整備)

第30条 施設は、従業者、設備備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

- 2 施設は、入所者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会)

第31条 施設は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るために、当該施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催する。

(損害賠償)

第32条 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、施設及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第33条 この規程以外の入所に関する事項については、契約書、重要事項説明書に基づ

いて履行されなければならない。

- 2 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、管理者が理事長の承認を得て別に定めることができる。
- 3 この規程は、指定介護老人福祉施設の人員・設営及び運営に関する基準によるものであるが、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第7条に規定する運営規定を兼ねる。

附 則

平成12年4月1日に施行した「指定介護老人福祉施設特別養護老人ホームふじの花荘運営規程」は、平成30年3月31日をもって廃止する。

この規程は、指定介護老人福祉施設の人員・設営及び運営に関する基準によるものであるが、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第7条に規定する運営規定を兼ねる。

この規定は、平成30年 6月 7日から施行し、平成30年 4月 1日から適用する。

この規定は、令和 1年10月 1日から施行する。

この規定は、令和 3年 8月 1日から施行する。

この規定は、令和 4年 6月 9日から施行し、令和 4年4月1日から適用する。

この規定は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 8月 1日から施行する。